

警 報 発 令 時 の 措 置

関市教育委員会
令和6年4月

1 警報が発令された場合、その状況に応じて学校長がとる措置

- (1) 暴風雨等に対処しての校舎内外の戸締まり、警備状況を点検しその保全に当たる。
- (2) 校長は必要と認めたとき、教育委員会と協議のうえ警備のための職員を配置する。但し、緊急な場合は校長の判断に基づき実施する。
- (3) 市内の全学校が関市の指定避難所となっているので、避難者があるときは、その受け入れをする。
- (4) 校長は非常災害に対処できるよう職員、児童・生徒の連絡網を確認する。

2 関市に暴風・大雨・洪水警報及び特別警報が発令された場合の休業及び登下校の原則

- (1) 児童・生徒が登校する以前に警報が発令されている場合
 - ① 警報が解除されるまで家庭において待機させる。
 - ② 始業時刻の2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り登校させる。
 - ③ 始業時刻の2時間前から午前8時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経ってから授業を開始する（給食あり）。
 - ④ 午前8時から午前11時までに解除された場合は、午後からの授業とする（給食なし）。
 - ⑤ 午前11時を過ぎてから解除された場合は、休業とする。
- (2) 児童・生徒が登校してから警報が発令された場合
 - ① 学校で待機をさせる。
 - ② 下校時刻までに警報が解除された場合は、通学路の安全を確認したのち、小学校においては教員の引率による集団下校。中学校においては、教員の見届けによる一斉下校にて児童生徒を下校させる。しかし、安全の確保ができない場合は、学校で待機させ、保護者の引き渡しにより下校させる。
 - ③ 下校時刻になっても解除されない場合は、警報が解除になり安全が確保されるまで学校で待機させる。また、状況により可能な場合は保護者への引き渡しを実施する。
 - ④ 「授業を打ち切り」して、児童生徒を「引渡し」または「帰宅」させた場合、「引渡し完了時刻」または「全員帰宅完了時刻」を把握する。
- (3) 関市に大雪警報が発令された場合の休業及び登下校の原則

大雪警報が発令された場合の措置は、原則他の警報発令時に準ずる。しかし、関市内の降雪の状況は地域差が大きいとため、気象情報や自校地域の状況を把握し、教育委員会と協議の上、登校或いは待機・下校の措置を講じる。

3 災害が生じたり、学校の正常な運営ができなかった場合の事後措置

- (1) 暴風雨等により校舎等の施設に被害が生じた場合は、応急の措置を講ずるとともに教育総務課へ報告し、指示を受ける。
- (2) 警報等により休業や始業時刻等に変更が生じた場合の措置
 - ① 休業を決定した場合は、直ちに学校教育課へ報告する。
 - ② 始業時刻を遅らせる場合は、開始の時刻及びその時の職員、児童・生徒の出席状況を学校教育課へ報告する。
 - ③ 児童生徒の家庭及び周辺状況を把握し、被災が判明次第学校教育課へ報告する。

4 その他

- (1) 児童・生徒の状況及び学校のとった措置については、岐阜県教育委員会学校安全課からメールで送信されるアンケートへの入力にて報告する。アンケートが送付される前に報告が必要な場合は、学校教育課に連絡する。
- (2) 学校施設・通学路に関係するものについては、教育総務課へ連絡する。
- (3) 南海トラフ地震に関する対応については、「関市地域防災計画」をもとに対応する。